



登録更新講習機関の現状及び 国交省からの通達事項について

2025年2月20日

本ウェビナーの開催概要

本ウェビナーの概要は以下の通りである。

- ① 登録更新講習機関の現状について
- ② 無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準について
- ③ 登録講習機関における講師要件の経過措置の撤廃について
- ④ JUIDA認定スクール規約の改正について
- ⑤ 無人航空機の飛行の安全に関する教則（第4版）への対応について

登録更新講習機関の現状について

登録講習機関と登録更新講習機関

登録講習機関と登録更新講習機関の概要及び根拠法令は以下の通りである。

	登録講習機関	登録更新講習機関	
概要	<p>無人航空機操縦者技能証明書を取得しようとする方々に対し、無人航空機の飛行に必要な知識及び能力の付与するため、国が定める施設及び設備、講師等に係る要件を満たしかつ航空法に基づき登録がなされた機関</p>	<p>無人航空機操縦者技能証明書を取得した方々に対し、無人航空機の飛行に必要な知識及び能力を維持・更新するため、国が定める施設及び設備、講師等に係る要件を満たしかつ航空法に基づき登録がなされた機関</p>	
根拠法令	航空法	132条の69	132条の82
	省令	無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令 第二章	無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令 第三章

現在検討されている方向性

登録講習機関と登録更新講習機関について、現在検討されている方向性は以下の通りである。

- ① **登録講習機関は登録更新講習機関に容易に登録できる**
- ② **登録更新講習機関については国の方で料金設定を公表する可能性がある
(現在検討されている料金設定は1万円以下)**
- ③ **登録更新講習機関として実施するのは基本的には座学講習のみであり、
国が用意したテキストおよびビデオを視聴**
- ④ **ただし、違反者講習があり、違反者に対しては実技講習を実施する必要がある
(シミュレータを使ったものを検討中)**
- ⑤ **修了審査はなし**
- ⑥ **監査は登録講習機関とは別途実施する必要がある**

JUIDAの対応方針および今後のスケジュールについて

JUIDAとしては、以下の方針及び対応を検討している。

- ① 制度の公表
(2月中と予想)
- ② 制度が公表され次第、JUIDAとしての対応方針（運営支援サービスの用意の有無および監査の実施有無）を作成しご案内
(2月末に制度が公表されれば、3月中目安)

無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に 関する基準について

無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001854084.pdf>
(引用元：<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>)

点数表

処分対象となる行為ごとに違反点数を定めた表。点数に応じて処分内容が決定する

点 数 表

	処分事由	関係条文	点数
1	事故が発生した場合に危険防止措置を講じない	第132条の90第1項、第157条の6	15
2	アルコール・薬物の影響下での飛行	第132条の86第1項第1号、第157条の8	15
3	飛行計画の変更指示に従わない飛行	第132条の88第2項、第157条の10第1項第11号	15
4	限定をされた技能証明を受けた者による限定外の種類・方法での特定飛行	第132条の43第2項、第157条の9第7号	14
5	条件付きの技能証明を受けた者による条件の範囲外での特定飛行	第132条の44第2項、第157条の9第8号	14
6	飛行前確認・衝突予防措置を行わないこと	第132条の86第1項第2号・第3号、第157条の9第12号	14

(一部抜粋)

解説

点数表に従い、どの規則に違反したかを特定する

具体例

- ✓ アルコールの影響下で飛行した場合→15点分加点
(技能証明の取消の可能性あり)
- ✓ 飛行前確認・衝突予防措置を行わないまま飛行した場合→14点の加点
(技能証明の停止1年の可能性あり)

個別事情による加減表

過去の処分歴に応じて違反点数を加重する基準を示した表。

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意又は害意に基づく行為	加重3点
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	軽減1～3点
行為の態様・結果	違反行為等の内容が軽微であり情状をくむべき場合	軽減1～3点
	第三者の負傷の結果が生じた場合	加重1～3点
	常習的に行っている場合	加重3点
是正等の対応	速やかに処分事由が生じている状態の解消を自主的に行った場合	軽減1～3点
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出た場合	軽減1～3点
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重1～3点
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

解説

特定の事情がある場合は、「個別事情による加減表」に従い、点数を調整する。

具体例

- ✓ 故意ではなく不可抗力による違反であった場合→軽減1～3点
(処分が軽くなる)
- ✓ 常習的は違反行為であったことが発覚→加重3点
(処分が重くなる)
- ✓ 自主的に違反を申し出た場合→軽減1～3点
(処分が軽くなる)

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分歴に応じて違反点数を加重する基準を示した表

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	口頭注意又は 文書警告	技能証明の 効力停止	技能証明の 取消
口頭注意又は 文書警告	加重2点	加重3点	加重4点
技能証明の効力停止	加重4点	加重5点	加重6点
技能証明の取消	技能証明の取消		

※過去の違反が5年以上前であった場合は、加重なし。過去の処分は考慮されない。

解説

過去に違反した履歴のあるものは、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」に従い、点数を調整する。

具体例

- ✓ 以前に文書報告を受けた人が再違反→加重2点
(処分が重くなる)
- ✓ 過去に技能証明の効力停止を受けた人が再違反→加重4～6点
(処分が重くなる)

処分等区分表

違反点数に基づく具体的な処分内容を定めた表

処分等区分表

点数	処分等の内容
1～2	口頭注意
3～5	文書警告
6～8	技能証明の効力の停止 3 月
9～11	技能証明の効力の停止 6 月
12～14	技能証明の効力の停止 1 年
15～	技能証明の効力の取消

解説

加算した点数を「処分等区分表」に照らし合わせ、処分内容を確認させる。

具体例

- ✓ 違反点数が1～5点→口頭注意または文書警告
(次回以降の注意喚起に影響が及ぶ可能性が高い)
- ✓ 違反点数が12点→技能証明の効力停止1年
(1年間飛行禁止となる)
- ✓ 違反点数が15点以上→技能証明の取消
(操縦資格の完全喪失)

具体例（1）

状況：操縦者が特定飛行時に飛行日誌の一部を記録し忘れた場合

手順

1. 点数の計算点数
「点数表」に基づき、6点を加算。
2. 状況に応じた加減点
 - ✓ 違反内容が軽微で情状酌量の余地がある場合、「個別事情による加減点表」に基づき1～3点の軽減が可能。
 - ✓ 軽減後の点数が3～5点となる場合、文書警告で済む可能性がある。
3. 処分内容の決定
 - ✓ 軽減が行われない場合、「処分等区分表」に基づき技能証明の効力停止3か月が決定。
 - ✓ 軽減が行われた場合、点数が3～5点となり、同様に表に基づき、文書警告に変更される可能性あり。

具体例（2）

状況：操縦者が承認を受けずに夜間飛行を実施し、過去にも同様の違反歴がある

手順

1. 点数の計算
「点数表」に基づき、14点を加算。
2. 状況に応じた加減点
過去に同様の違反歴があるため、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」に基づき、4点の追加点数を加算（合計18点）。
3. 処分内容の決定
合計18点を「処分等区分表」に照らし合わせ、技能証明の取消が確定。

補足

- ✓ 違反の再発は重く見られるため、同じ過ちを繰り返さないことが重要。
- ✓ 過去の処分歴が5年以上前であれば加重点数が適用されないため、タイミングの影響を理解することも重要。

具体例（3）

状況：操縦者が承認を受けずに30m未満の高度で飛行したことがある。本来14点の違反だが、安全措置を取っていたため6点として処理されていた。しかし、その後登録記号の表示が不適切なことが判明した。

手順

1. 点数の計算
「点数表」に基づき前回の違反行為に6点、今回の違反行為に1点を加算（合計7点）。
2. 状況に応じた加減点
 - ✓ 前回の違反点数が6点、今回の違反点数が1点であることから、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」に基づき、過去の処分等が「技能証明の効力停止」、今回相当処分等が「口頭注意又は文書警告」であることから加重4点（合計11点）
3. 処分内容の決定
 - ✓ 合計点数11点を「処分等区分表」に照らし合わせ、技能証明の効力停止6か月が決定。
 - ✓ 個別事情を考慮した軽減が行われた場合、最低点数は7点となり、同様に表に基づき、技能証明の効力停止3か月間に変更される可能性あり。

補足

- ✓ 軽微な違反が複数回重なると、全体の評価が厳しくなるため、軽視せず対応する必要がある。

特徴・補足事項

本基準は、累積型ではなく加算型を採用しており、個別事情の影響を強く受けることが特徴である。また、特定の条件下で処分を留保または免除する柔軟な対応が可能である。本ページでは、これらの特徴や通知方法、実施時期について説明する。

特徴

- ✓ 累積ではなく加算型である。
- ✓ 個別事情の影響を強く受ける。

補足事項

- ✓ 無人航空機操縦者が法律や規則に違反した場合の対応について
 - 司法手続きや民事訴訟が進行中の場合、処分を一時的に留保することが可能である。
 - 処分に該当する行為が終了して2年以上経過した場合、処分を行わないことが出来る。
(時効)
- ✓ 通知方法と実施時期
 - 通知方法：処分等を決定した後は、対象者と指定試験機関に書面又は電磁的方法によって通知する。
 - 実施時期：令和7年2月1日から施行し、処分事由に該当する行為を行った者に適用する。
- ✓ 複数の処分事由に該当する場合の取扱い
- ✓ 複数の無人航空機の種類についての限定をする技能証明を受けている場合の取扱い

登録講習機関における講師要件の 経過措置の撤廃について

講師要件の撤廃の概要およびそのスケジュールについて

講師要件の撤廃の概要およびそのスケジュールについて

別紙、国土交通省作成「登録講習機関の講師条件の経過措置撤廃の期限について」をご参照。

- **別紙国土交通省資料を使って説明**
- **令和7年12月以降、JUIDAの既存ライセンスについてはHP掲載を終了することとなるが、期間終了後であったとしても、DIPSにおいて様式3を記入することにより、従来どおり許可・承認申請は申請可能**
- **民間資格が消失する訳ではないことに留意する**

登録講習機関の講師条件の経過措置撤廃の期限について：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859418.pdf>
(引用元：<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>)

令和7年1月29日公布「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」の改正について

登録講習機関の登録等に関する取扱要領：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859413.pdf>

新旧対照表：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859414.pdf>

(引用元：<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>)

登録講習機関の登録

「講師等の条件」の部分において文章の構成の変更、文言の定義が追加された。

現行

登録講習機関	一等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関	二等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関
講師等の条件	イ. ~ハ. (略)	
	次のいずれかの要件を満たすこと。 イ. 一等無人航空機操縦士の技能証明(当該講師等が講習を行う無人航空機の飛行の方法及び無人航空機の種類について限定がされていないものに限る。)を有する者であって当該技能証明を受けた後1年以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 □. 前号と同等以上の能力を有する。	次のいずれかの要件を満たすこと。 イ. 二等無人航空機操縦士の技能証明(当該講師等が講習を行う無人航空機の飛行の方法及び無人航空機の種類について限定がされていないものに限る。)を有する者であって当該技能証明を受けた後6月以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 □. 前号と同等以上の能力を有する。

令和7年1月29日公布の改正内容

- ※ 1 下表の「無人航空機の飛行の方法について限定がされていないもの」については、「当該講師等が行う講習に対応した無人航空機の種類及び飛行の方法について限定がされていないもの」とする。
- ※ 2 下表の「無人航空機を飛行させた経験」については、該当する技能証明を取得後のものとする。

登録講習機関	一等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関	二等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関
講師等の条件	イ. ~ハ. (略)	
	次のいずれかの要件を満たすこと。 イ. 一等無人航空機操縦士の技能証明(無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。)を有する者であって1年以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 □. 前号と同等以上の能力を有する。	次のいずれかの要件を満たすこと。 イ. 二等無人航空機操縦士の技能証明(無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。)を有する者であって6月以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 □. 前号と同等以上の能力を有する。

登録事項の変更の届出

変更の届出において、3.（2）に掲げる事項を変更する場合、「代表者の氏名」を証明する書類が必要となった。

現行

5. 登録事項の変更の届出（法第132条の73関係）

（1）（略）

（2）添付書類は、次のとおりとする。なお、添付書類は、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

① 3.（2）に掲げる事項を変更する場合

登録講習機関又は事務所の名称を証する書類（定款、寄附行為、登記簿の謄本等）

②～④（略）

（3）（略）

令和7年1月29日公布の改正内容

5. 登録事項の変更の届出（法第132条の73関係）

（1）（略）

（2）添付書類は、次のとおりとする。なお、添付書類は、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

① 3.（2）に掲げる事項を変更する場合

登録講習機関又は事務所の名称**及び代表者の氏名**を証する書類（定款、寄附行為、登記簿の謄本等）

②～④（略）

（3）（略）

役員の選任及び解任の届出

「当該講習機関の代表者を除く。」とする限定が削除された。

現行

7. 役員の選任及び解任の届出（省令第5条関係）

（1）役員の選任の届出

登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を選任した場合には、その日から2週間以内に省令第5条第1項の規定により、登録講習機関役員選任届出書（様式11）に、2.（4）

②の役員名簿及び経歴を記載した書類を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

（2）役員の解任の届出

登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を解任した場合には、その日から2週間以内に省令第5条第2項の規定により、登録講習機関役員解任届出書（様式12）に、2.（4）

②の役員名簿を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

令和7年1月29日公布の改正内容

7. 役員の選任及び解任の届出（省令第5条関係）

（1）役員の選任の届出

登録講習機関は、その役員を選任した場合には、その日から2週間以内に省令第5条第1項の規定により、登録講習機関役員選任届出書（様式11）に、2.（4）②の役員名簿及び経歴を記載した書類を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

（2）役員の解任の届出

登録講習機関は、その役員を解任した場合には、その日から2週間以内に省令第5条第2項の規定により、登録講習機関役員解任届出書（様式12）に、2.（4）②の役員名簿を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。

様式3

「（講師名）の箇所には宣誓する講師の氏名を記載すること」とする規定が追加された。

現行

講師の条件への適合宣誓書
(無人航空機の種類)

年 月 日

国土交通大臣 殿

講 師 名

登録講習機関の名称 (法人名)

住 所

代 表 者 名

(講師名)は、航空法第132条の70第1項の表の下欄の講師の条件に適合することをここに宣誓します。

一 等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 十八歳以上であること。
- 二 過去二年間に航空法第百三十二条の七十第三項第四号に規定する無人航空機講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 一 等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれを同等以上の能力を有する者であること。

二 等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 一の項表の下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。
- 二 二 等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

※二等無人航空機操縦士の講習のみを行うためだけの講習機関にあっては一等の記載は削除すること

令和7年1月29日公布の改正内容

講師の条件への適合宣誓書
(無人航空機の種類)

年 月 日

国土交通大臣 殿

講 師 名

登録講習機関の名称 (法人名)

住 所

代 表 者 名

(講師名)は、航空法第132条の70第1項の表の下欄の講師の条件に適合することをここに宣誓します。

一 等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 十八歳以上であること。
- 二 過去二年間に航空法第百三十二条の七十第三項第四号に規定する無人航空機講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 一 等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれを同等以上の能力を有する者であること。

二 等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関

- 一 一の項表の下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。
- 二 二 等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

※二等無人航空機操縦士の講習のみを行うためだけの講習機関にあっては一等の記載は削除すること
 ※（講師名）の箇所には宣誓する講師の氏名を記載すること

様式4

「保持している技能証明」が「種類」と「飛行方法」の列が統合され一列となった。
また、二等のヘリが「25kg未満」「その他」の行に分けて記載することとなった。

現行

様式4 講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（その1）
<学科>

講師氏名	生年月日	技能証明書の種類	保持している技能証明の種類	保持している技能証明の飛行方法の限定	技能証明書の番号	技能証明書の有効期限	登録講習機関の講師研修を修了した日付（※1）	担当科目	132条の70の表の下欄に掲げる講師条件において同等以上の能力を有する者であるか否か（※2）	専任又は兼任（※3）	所属形態（※4）
無人太郎	yyyy/mm/dd	一等	マルチ	基本、夜間、目視外	xxxxxxxx	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	・無人航空機に関する規則 ・無人航空機のシステム ・無人航空機の操縦及び運航 ・運航上のリスク管理		専任	業務委託
無人次郎	yyyy/mm/dd	二等	ヘリ				yyyy/mm/dd	・運航上のリスク管理	○	兼任	雇用

令和7年1月29日公布の改正内容

様式4 講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（その1）
<学科>

講師氏名	生年月日	技能証明書の種類	保持している技能証明（限定変更した場合はその内容を記載）	技能証明書の番号	技能証明書の有効期限	登録講習機関の講師研修を修了した日付（※1）	担当科目	132条の70の表の下欄に掲げる講師条件において同等以上の能力を有する者であるか否か（※2）	専任又は兼任（※3）	所属形態（※4）
無人太郎	yyyy/mm/dd	一等	マルチ（昼間、目視内）	xxxxxxxx	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	・無人航空機に関する規則 ・無人航空機のシステム ・無人航空機の操縦者及び運航体制 ・運航上のリスク管理		専任	業務委託
		二等	ヘリ（25kg未満）	xxxxxxxx	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	・無人航空機に関する規則 ・無人航空機のシステム ・無人航空機の操縦者及び運航体制			
無人次郎	yyyy/mm/dd	二等	ヘリ			yyyy/mm/dd	・運航上のリスク管理	○	兼任	雇用

様式4

「担当する講習の区分（一等・二等）及び無人航空機の種類及び飛行方法」の列が追加された。

現行

令和7年1月29日公布の改正内容

様式4 講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（その2）

<実地>

講師氏名	生年月日	技能証明書の種類	保持している技能証明の種類	保持している技能証明の飛行方法の限定	技能証明書の番号	技能証明書の有効期限	登録講習機関の講師研修を修了した日付（※1）	登録講習機関の修了審査員研修を受講修了有無（※2）	132条の70の表の下欄に掲げる講師条件において同等以上の能力を有する者であるか否か（※3）	専任又は兼任（※4）	所属形態（※5）
無人太郎	yyyy/mm/dd	一等	マルチ	基本、夜間、目視外	XXXXXXXX	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	有		専任	業務委託
		二等	ヘリ		XXXXXXXX	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	無		専任	業務委託
無人次郎	yyyy/mm/dd	二等	ヘリ				yyyy/mm/dd	有	○	兼任	雇用

様式4 講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（その2）

<実地>

講師氏名	生年月日	技能証明書の種類	保持している技能証明の種類	技能証明書の番号	技能証明書の有効期限	登録講習機関の講師研修を修了した日付（※1）	登録講習機関の修了審査員研修を受講修了有無（※2）	担当する講習の区分（一等・二等）及び無人航空機の種類及び飛行方法	132条の70の表の下欄に掲げる講師条件において同等以上の能力を有する者であるか否か（※3）	専任又は兼任（※4）	所属形態（※5）
無人太郎	yyyy/mm/dd	一等	マルチ（昼間、目視内）	XXXXXXXX	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	有			専任	業務委託
		二等	ヘリ（25kg未満）	XXXXXXXX	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	無			専任	業務委託
無人次郎	yyyy/mm/dd	二等	ヘリ			yyyy/mm/dd	有		○	兼任	雇用

様式5

「講師経験を証する書類の写し」に「回転翼航空機（ヘリ）又は飛行機に関する講師に限る」という限定が加えられた。

現行

講師が法第132条の70の表の下欄の第一号の規定に適合することを証明する書類

※身分証明書（運転免許証等）の写し、講師認定証など講師経験を証する書類の写し及び飛行実績を添付すること。

令和7年1月29日公布の改正内容

講師が法第132条の70の表の下欄の第一号の規定に適合することを証明する書類

※身分証明書（運転免許証等）の写し、講師認定証など講師経験を証する書類の写し（**回転翼航空機（ヘリ）又は飛行機に関する講師に限る**）及び飛行実績を添付すること。

様式6

「役員の経歴に関する書類」を履歴書で提出する場合には、「役員の経歴」欄を様式から削除できること及び「役員名」の箇所にも明記する役員の名前に限定が追加された。

現行

様式6 役員が航空法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類

適合宣誓書

年 月 日

国土交通大臣 殿

役員の氏名
役員の住所
登録講習機関の名称_(法人名)_
代表者名

(役員名)は、航空法第132条の70第2項に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 二 第132条の79の規定により第132条の69の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

役員の経歴

年	月	学歴・職歴

令和7年1月29日公布の改正内容

様式6 役員が航空法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類

適合宣誓書

年 月 日

国土交通大臣 殿

役員の氏名
役員の住所
登録講習機関の名称_(法人名)_
代表者名

(役員名)は、航空法第132条の70第2項に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 二 第132条の79の規定により第132条の69の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

役員の経歴

年	月	学歴・職歴

※2. (4) ②において役員の経歴に関する書類を履歴書で提出する場合には、「役員の経歴」欄を様式6から削除して提出することができる。
※(役員名)の箇所には宣誓する役員の氏名を記載すること。

(別添) 無人航空機講習事務規程に記載すべき内容

講師の条件口に「回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師に係るものに限る」という限定が追加された。

現行

附則（令和4年9月5日 国空無機第 193915 号）

（施行期日）

第1条（略）

（経過措置）

第2条 2.（4）⑤の表に掲げる一等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関における講師の条件口については、当面の間、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体（以下「HP掲載講習団体」という。）等での1年以上の講師の経験があり、直近2年間で1年以上の飛行経験かつ100時間以上の飛行実績を有することとする。

2 2.（4）⑤の表に掲げる二等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関における講師の条件口については、当面の間、HP掲載講習団体等での6月以上の講師の経験があり、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有することとする。

令和7年1月29日公布の改正内容

附則（令和4年9月5日 国空無機第 193915 号）

（施行期日）

第1条（略）

（経過措置）

第2条 2.（4）⑤の表に掲げる一等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関における講師の条件口（**回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師に係るものに限る。**）については、当面の間、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体（以下「HP掲載講習団体」という。）等での1年以上の講師の経験があり、直近2年間で1年以上の飛行経験かつ100時間以上の飛行実績を有することとする。

2 2.（4）⑤の表に掲げる二等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関における講師の条件口（**回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師に係るものに限る。**）については、当面の間、HP掲載講習団体等での6月以上の講師の経験があり、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有することとする。

(別添) 無人航空機講習事務規程に記載すべき内容

以下の附則が追加された。

現行

令和7年1月29日公布の改正内容

附則（令和7年1月29日国空無機第84692号）

（施行期日）

第1条 この要領は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定については、令和7年12月6日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要領の施行の際現に改正前の登録講習機関の登録に関する取扱要領の2.（4）の規定により提出されている書類は、改正後の登録講習機関の登録に関する取扱要領の2.（4）の規定により提出された書類とみなす。

第3条 この要領の附則の改正規定の施行の際現に登録を受けている登録講習機関及びこの要領の附則の改正規定の施行前にした登録の申請に基づきこの要領の附則の改正規定の施行後に登録を受けた登録講習機関については、当該登録の有効期間の満了日（この要領の附則の改正規定の施行日から登録の有効期間の満了日までの期間が1年に満たない場合には、当該登録の有効期間の満了日の次に到来する有効期間の満了日）までの間は、なお改正前の規定によることができる

■ 令和7年1月29日公布「登録講習機関の事務手続きに関するガイドライン」の改正について

登録講習機関の事務手続きに関するガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859642.pdf>

新旧対照表：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859643.pdf>

引用元：<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

役員の経歴に関する提出様式の簡易化について

令和7年1月29日の「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」の改正と同様、「役員の経歴」が簡略化した。

改正前

5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 〈補足事項〉

①※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式 6 の役員の経歴の欄に記入すること。なお、履歴書は提出の日前 1 年以内に作成されたものに限る。

改正後

5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 〈補足事項〉

①※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式 6 の役員の経歴の欄に記入すること。**（または、「役員の経歴」欄を様式 6 から削除して提出してもよい。）**なお、履歴書は提出の日前 1 年以内に作成されたものに限る。

書類の提出義務の限定について

暫定的な扱いから改正、書類を提出する義務の対象が回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師に限定された。

改正前

5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 〈補足事項〉

④ 講師の条件への適合宣誓書等

法第 132 条の 70 の表中、講師の条件欄にある「又はこれと同等以上の能力を有する者であること。」について、これまでの民間ドローンスクール等における講師の経験及び最近の飛行経験により適用を受けようとする場合は、次の書類を提出すること。なお、これは制度開始にあたっての暫定的な取扱いであることに留意すること。（取扱要領の附則に規定する経過措置を確認すること。）

改正後

5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 〈補足事項〉

④ 講師の条件への適合宣誓書等

法第 132 条の 70 の表中、講師の条件欄にある「又はこれと同等以上の能力を有する者であること。」について、**回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師については**、これまでの民間ドローンスクール等における講師の経験及び最近の飛行経験により適用を受けようとする場合は、次の書類を提出すること。（取扱要領の附則に規定する経過措置を確認すること。）

※具体的な提出書類は次のスライドで説明

「講師の条件への適合宣誓書等」における提出書類

「講師の条件への適合宣誓書等」における提出書類は以下の通りである。

- 講師経歴は、HP 掲載講習団体や HP 掲載管理団体が保持している講師承認証等であって、講師経歴が確認できるもの
- 最近の飛行経歴は、現行の許可・承認制度において提出を求めている飛行日誌（ほかに飛行経歴を記録している書類があれば、これを添付してもよい）

なお、講師の経験及び最近の飛行経歴は、講師が講習において担当する無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）、飛行機）に係る経験とする。

不適切事象の明確化について

講習事務での不適切事象発生の報告において、不適切事象が明確化された。

改正前

19. 講習事務における不適切事象発生時の報告

登録講習機関は講習事務において、法、省令、告示、関連通達、登録事項又は講習事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこと。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼すること。

改正後

19. 講習事務における不適切事象発生時の報告

登録講習機関は講習事務において、登録講習機関等監査実施要領（令和5年3月30日制定 国空無機第298802号）第5章5-4-2.(2)に規定する重大な不適切に該当する事項を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこと。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼すること。

令和7年1月29日公布「無人航空機講習事務規程_サンプル」の改正について

無人航空機講習事務規程_サンプル : <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859644.pdf>

新旧対照表 : <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859645.pdf>

引用元 : <https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

不適切事象の明確化について

不適切事象発生時の通報において、不適切事項が明確化された。

改正前

第2 1章 不適切事象発生時の通報

2 1 - 1 不適切事象発生時の航空局への報告
登録講習機関（実際に対応する部署名を明記すること）は、講習事務において、**法、省令、規則、告示、関連通達、登録事項又は事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象**を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこととする。また、関係する可能性のある受講者にも速やかに連絡を行い、必要な対応を依頼する。特に、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼する。

改正後

第2 1章 不適切事象発生時の通報

2 1 - 1 不適切事象発生時の航空局への報告
登録講習機関（実際に対応する部署名を明記すること）は、講習事務において、**登録講習機関等監査実施要領（令和5年3月30日制定 国空無機第298802号）第5章5-4-2.(2)に規定する重大な不適切に該当する事項**を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこととする。また、関係する可能性のある受講者にも速やかに連絡を行い、必要な対応を依頼する。特に、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼する。

JUIDA認定スクール規約の改正について

認定スクール規約の改訂箇所

認定スクール規約の改訂箇所は以下の通りである。

5条周り

- 第5条を2つの条文で使用していたことによる第5条以降の条番号の変更
 - 旧第5条（認定）を第6条（認定）に変更し、以降の条番号を繰下げ変更

11条周り

- 開設2校目以降の認定手数料の変更に伴う第11条（認定手数料および更新手数料）の修正
 - 開設2校目以降の認定手数料を80万円（税別）から20万円（税別）に変更
 - 同条2項の削除、およびそれに伴い3項、4項の項番号繰り上げ

22条周り

- 第22条（個人情報の取扱）に文章の追記と削除
 - （追記）
 - ✓ 文章『その他の個人情報の取扱いについては、JUIDAのホームページ状に掲示する「個人情報保護方針」によるものとする。
※『個人情報保護方針 <https://uas-japan.org/privacypolicy/>』までを追記
 - （削除）
 - ✓ 同条5行目『「一般社団法人日本UAS産業振興協議会」以降、「OFAXでのお問合せ：03-5844-6755」』までの文章を削除

その他

- 表現の見直し

JUIDA認定スクール分校開校費用の改正

現状

変更後

JUIDA認定 スクール (登録講習 機関) 新規 開校費用

請求単位	費用明細	金額(税込)
法人	団体賛助会員 年会費	¥50,000
スクール	スクール1開校申請手数料	¥880,000
スクール	スクール1更新料	¥220,000
スクール	スクール1運営支援サービス利用料	¥396,000
	合計	¥1,546,000

変更なし

JUIDA認定 スクール (登録講習 機関) 分校 開校費用

請求単位	費用明細	金額(税込)
スクール	スクール2分校開校申請手数料	¥880,000
スクール	スクール2更新料(毎年)	¥220,000
スクール	スクール2運営支援サービス利用	¥396,000
	合計	¥1,496,000

請求単位	費用明細	金額(税込)
スクール	JUIDAスクール分校開校代	¥220,000
スクール	スクール2更新料(毎年)	¥220,000
スクール	スクール1運営支援サービス利用料	¥396,000
	合計	¥836,000

JUIDA認定スクール分校開校費用の改正

«改正に至った理由と変更後の金額の根拠»

- JUIDA民間資格ではなく、登録講習機関として国家ライセンスを中心に講習を行いたいスクールが増加するなか、分校を開校する際のJUIDA開校手数料の負担が重いという声が多い
- 登録講習機関運営支援サービスを維持するためには、
スクール更新料22万円 + 運営支援サービス利用料396,000円 = 合計616,000円が必要

«スケジュール»

- 2月中に改定後のスクール規約をスクールへ送付
- 4月1日より改定

無人航空機の飛行の安全に関する教則（第4版）への 対応について

無人航空機の飛行の安全に関する教則（第4版）：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001860311.pdf>
第3版からの変更履歴【参照用】：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001860312.pdf>
引用元：<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

第3版からの改定箇所

第3版から第4版への改定におけるポイントは6つである。

① 捜索又は救助のための特例適用の明確化（第3章 3.1.1(2)3）

- ✓ 第3版では「事故、災害等に際し、捜索、救助等の緊急性のある目的」と曖昧。
- ✓ 第4版では「捜索又は救助」の定義（※1）、具体例が追加され、明確化された。

（※1）事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置

② 第三者及び第三者上空の定義の見直し（第3章 3.1.2(2)4 a(1)(2)）

- ✓ 「第三者」のみならず、「第三者上空」の定義（※2）が追加された。

（※2）「第三者」の上空をいい、当該第三者が乗り込んでいる移動中の車両等（自動車、鉄道車両、軌道車両、船舶、航空機、建設機械、港湾のクレーン等をいう。以下同じ。）の上空を含むもの

③ レベル3.5飛行の追記（第3章 3.1.2(2)4 c）

- ✓ 2023年12月に新設された「レベル3.5飛行」について、当該飛行の「位置づけ」や「実施に求められる安全確保体制等」の項目が追加された。

第3版からの改定箇所

第3版から第4版への改定におけるポイントは6つである。

④行政処分等基準の追記（第3章 3.1.2(3)5）

- ✓技能証明を有する者が、「事故が発生した場合に危険防止措置を講じない」「事故が発生した場合に危険防止措置を講じない」等の不適切な行為を行ったときに、行った行為にどの程度の点数がつくのか等が記載された。

⑤無線局免許手続規則の一部改正の内容反映（第3章 3.2.2(1)（4））

- ✓改正内容を踏まえた内容の一部変更や、携帯電話を無人航空機に搭載して利用する場合に携帯電話事業者が提供する条件に対応した上空用プラン等の利用手続を行うことが必要であることが明記された。

⑥その他表現の見直し

- ✓第3版では、「twitter」と明記されていたものを、「X（旧twitter）」と記載する等、表現の見直しが行われた。



ご参加ありがとうございました
